

各 部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長 殿
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

令和4年度予算の編成について（依命通達）

令和4年度は「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）の方向性や具体的な目標設定を踏まえ、真に必要な分野や事業へ予算を振り向けることで、「生き生き岡山」の実現に向けた取組を加速させるとともに、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）を契機としたデジタル化の進展や地方分散の流れなど、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた施策や、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い復旧・復興の実現に向けた施策に着実に取り組み、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とすることを基本方針とする。

一方、本県の財政状況は、感染症の長期化による影響を受け、税収の見通しが難しい中、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増、臨時財政対策債を含めた県債残高の高止まり、公共施設の老朽化への対応等により、厳しい状況が続いている。令和4年度当初予算においては、地方財政対策の動向など不確定要素が多いが、今後も、これまでの行革の成果を維持するとともに、コスト意識を徹底し、不断の改革・改善に取り組み、経費支出の効率化や、県税をはじめとした歳入確保に努めるなど、持続可能な財政運営を行う必要がある。

このような厳しい財政状況に鑑み、国の財源措置の積極的な活用等により、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の経済対策に呼応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、投資的経費のうち、補助公共事業の内示落ちについては、事前防災・減災対策の観点から、内示落ちに係る地方負担額のうち、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

以上のような基本認識を踏まえ、令和4年度予算編成については、次の事項に留意の上、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

1 全般的事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針【令和3年3月版】」を踏まえた予算要求を行うこと。
- (2) 第3次プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分する。
このため、予算要求に当たっては、別紙「令和4年度重点的に推進すべき施策に関する方針」を踏まえ、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向けて実効性の高い施策・事業について、優先順位を付け、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを図りながら取り組むこと。
- (3) 感染症や豪雨災害等に係る事業・対応に多くの人員等が必要な状況を勘案した上で、適切な要求を行うこと。
- (4) 各部局を横断する施策・事業の推進に当たっては、それぞれの関連施策・事業を相互に把握するとともに、政策推進会議等における協議結果を踏まえながら、関係部局が連携して取り組むこと。
- (5) 物価や賃金上昇等を踏まえ、さらなる効率化の工夫により必要な財源を確保するなどした上で、上昇分を適切に要求に反映させること。
- (6) 事業再点検に関する有識者会議からの報告を踏まえ見直しを行ったものについては、その結果を適切に反映させること。
- (7) 現場の実情を十分に踏まえ、時代の変化に即座に対応し、適切なタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある県政の推進に努めること。また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (8) 事業選択に当たっては、民間や市町村との役割分担に留意し、広域自治体たる県としての責任を有するものや県の戦略に沿ったものに重点化すること。
- (9) 正確な需要予測や費用推計を基に分析を行うとともに、様々な施策において、それぞれの目的の達成に最適な事業を選択すること。
- (10) 受益者負担の観点から適切な自己負担を求めるべきもの等については、事業の制度設計の際に留意すること。
- (11) 住民に身近な行政サービスを担っている市町村や関係機関等と情報を共有するなど緊密な連携を図ること。
- (12) さらなる創意工夫を凝らし、引き続きあらゆる歳入確保対策に全力で取り組むこと。
- (13) 国の動向など、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (14) 今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、あらためて通知することも考えられるので留意すること。

2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握に努めつつ、今後の感染症の影響等を踏まえた経済動向、地方税制の改正、過去の実績等に留意しながら、的確な収入見込額を算定すること。
また、収入率の向上のために、特別徴収を推進するとともに、差押え・公売・取立の迅速化など、滞納整理を積極的に行っていくこと。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、元利償還金に対する交付税措置のある県債の活用により、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額を確保すること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の必要性・緊急性・効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。また、事業の推進に当たり、配分額等が十分でない場合は、国に対する要望を積極的に行い、必要額の確保に努めること。
- (5) 使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の見直しを図ること。
- (6) 財産収入については、未利用・低利用の県有資産等の在り方を検討し、保有する意義の少ないものは積極的に売却するとともに、貸付けなど、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金・負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 寄附金については、ふるさと納税制度のさらなる普及啓発を図るとともに、おかやま創生の実現に向けた施策・事業への企業版ふるさと納税制度の積極的な活用を努めること。
- (9) 諸収入及びその他の収入については、宝くじの販売促進など積極的に収入の確保に努めるとともに、的確な見積もりを行うこと。
- (10) 県税以外の滞納債権については、一層の縮減に努めること。また、払いたくても払えない者等に対する一定の配慮に留意しつつ、法的手段を活用しながら回収を進めることとした上で、的確な見積もりを行うこと。
- (11) 事業実施のための新たな寄附金の獲得や広告事業収入など、部局独自に新たな歳入確保対策に取り組むことにより、一定の効果が認められる場合には、財政当局と協議の上、効果額を要求上限に加算する。

3 歳出に関する事項

- (1) 「岡山県行財政経営指針【令和3年3月版】」等を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求を行うこと。

ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の

所要額での要求とすること。

イ 一般行政経費

オンライン会議の定着による経費の削減など、新しい生活様式への対応を意識した要求とすること。

また、別紙「令和４年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

- ・ 事業費について、単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。なお、適正な受益者負担の在り方を検討の上、制度の抜本的な見直しに取り組んだ場合には、財政当局が認めた額を要求上限に加算する。

上記の準義務的経費以外の経費については、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和３年度当初予算額の９７％を要求上限とする。

要求に当たっては、安易に削減率を一律にかけるといった手法をとらないよう努めるとともに、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的な見直しを行うこと。

- ・ 運営費については、これまでの行革による見直し内容の維持、コスト意識を持った調達方法の検討や見積方法の検証、さらなる経費節減の徹底等により、事業費ベースで令和３年度当初予算額の９８％を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業（ＰＦＩ事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとし、その他修繕経費等は、原則として要求上限内での要求とする。

ウ 投資的経費

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進めることとし、補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和３年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「河川激特事業」という。）に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）の９７％を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業及び「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に採択された事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

維持修繕経費は、地方負担額ベースで令和３年度当初予算額を要求上限とし、充当する特定財源（県債を除く。）の総額は令和３年度当初予算額を上限

とする。

このほか、一定規模以上の建築公共事業（県庁舎耐震化整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。

また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。

国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、所要額での要求とすること。

(2) 上記要求基準に併せ、次の点に留意の上、要求を行うこと。

ア 義務的経費については、必要最小限の所要額とし、次の点に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織体制の見直し、職員数の変動等に応じ必要最小限を見積もること。

なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。

- ・ 公債費については、近年の金利水準を踏まえ、金利変動リスクを勘案しつつ、適切な要求を行うこと。

- ・ 社会保障関係費については、社会保障制度改革など国の動向に十分留意し、要求を行うこと。

イ 一般行政経費（事業費）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 国庫補助事業においては、新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要性・緊急性・効果を十分検討の上、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。

- ・ 補助率の変更等による任意の県費継ぎ足し等を行わないこと。

また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

- ・ 県単独の補助金や貸付金については、必要性・緊急性・効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定すること。

- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意し、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものは廃止・縮減を図ること。

ウ 一般行政経費（運営費）については、電気料金をはじめ、可能なものについては競争入札を取り入れるなど、あらゆる創意と工夫を凝らし、事務関係経費の節減に最大限の努力を払い、必要最小限の要求を行うこと。

また、公共建築物の維持管理経費の縮減や資産の有効活用、遊休資産の売却を促進するため、ファシリティマネジメントの取組を推進すること。

エ 投資的経費（公共事業等費）については、事業の必要性や熟度、費用対効果、地方負担額の状況、内示見込額等を勘案の上、見積もること。

また、アセットマネジメントの手法により、インフラ施設について、計画的な維持修繕・長寿命化など将来にわたる適切な管理を行い、維持修繕費・更新費の最小化・平準化を図ること。

- (3) 新たな情報システムの開発・導入、既存システムの変更・保守・運用など情報化に関する予算要求については、デジタル推進課に協議し、十分調整を行うこと。
- (4) 包括外部監査、行政評価、公共事業評価、大規模施設建設事業評価、試験研究機関の外部評価など各種評価結果に基づき施策及び事務事業を徹底して見直し、改善を加え、適切な要求を行うこと。

4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討した上で、真に必要なものに限定すること。

5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、当該会計の健全運営に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図った上で一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化・能率化に努めるとともに、受益者負担の均衡を図る上からも料金等の適正化を検討すること。

令和４年度 重点的に推進すべき施策に関する方針

「第３次晴れの国おかやま生き活きプラン」（以下「第３次プラン」という。）及び「第２期おかやま創生総合戦略」（以下「第２期創生戦略」という。）を総合的、効果的に推進するため、令和４年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

１ 基本方針

新型コロナウイルス感染症への対策や平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興に向け、引き続き全庁一丸となって全力で取り組む。

さらに、人口減少問題やカーボンニュートラルへの対応などの喫緊の課題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、第３次プラン及び第２期創生戦略に基づく施策について、地方分散の流れなどの新型コロナウイルス感染症を契機とする社会の大きな変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、市町村をはじめ、様々な主体と連携しながら、一層の重点化を図る。

また、これまで進めてきた効果的な施策の検討を一層推進し、成果を重視し、必要性、優先度を十分勘案して立案するため、ＥＢＰＭ（Evidence-Based Policy Making：根拠に基づく政策立案）の試行を継続する。

２ 重点的に推進すべき施策の検討等

（１）第３次プランの重点戦略の実行

令和４年度は、第３次プランの行動計画期間の２年度目となることから、「生き活き岡山」の実現に向けて、

教育県岡山の復活

地域を支える産業の振興

安心で豊かさが実感できる地域の創造

の３つの重点戦略に係る生き活き指標の達成に向けた取組を加速するため、成果を重視し、必要性、優先度等を十分勘案した実効性の高い施策を検討する。

その際、第３次プランにおいて提示した長期構想を念頭に置き、本県が直面する中長期的な課題への対応に資するものとなるように考慮する。

（２）新型コロナウイルス感染症を巡る課題への対応

新型コロナウイルス感染症を契機とする社会の大きな変化を踏まえながら、ウィズコロナ、ポストコロナを見通した施策を検討する。

（３）おかやま創生の推進

第２期創生戦略で掲げる４つの基本目標（自然減対策、社会減対策、経済力の確保、地域の活力維持）の達成に向けて、適切な役割分担を踏まえつつ、市町村をはじめとする多様な主体と連携した、実効性の高い施策を検討する。

（４）平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興

被災者が、一日も早く住み慣れた地域で普段の生活を取り戻し、希望を持って安心して暮らせる岡山の実現に向けて、被災地の課題やニーズを踏まえた施策を検討する。

3 効果的な施策の検討

限られた財源を最大限活用するため、以下に列記する視点を踏まえつつ、EBPMの推進や、ナッジ（行動経済学の知見を活用し、より良い選択を行うよう促す手法）の活用をはじめとする様々な情報、検討手法、先端技術等を活用し効果的な施策を検討する。

（１）ニーズの把握、現状と課題の分析結果の活用

過去の例にとらわれることなく、マーケティング重視の観点に立って、県民、企業、市町村等のニーズを的確に把握するとともに、MECE（Mutually Exclusive and Collectively Exhaustive：ある集合を複数の部分に分ける際、漏れも重複もなく、全体をカバーしている状態）を念頭に置き、現状と課題について徹底した分析を行い、エビデンス（効果に係る実証分析）に基づき県として実施すべき必要性を明確に打ち出し、効果的な施策となるよう検討する。

（２）行政評価結果等の活用

行政評価の結果等を活用して既存の施策の分析を行い、第3次プランの目標達成に向けて適切な施策となるように検討する。

（３）先進事例等の活用

過去の類似事例はもとより、他の都道府県や民間、海外などにおける様々な先進・成功事例やエビデンスを収集し、施策の効果やコストの確認のために活用する。

（４）費用対効果の評価の活用

施策の妥当性を判断するに当たり、トータルコストを考慮しながら、施策の実施により期待される効果を貨幣価値又は指数で比較する費用便益分析や費用効果分析などの費用対効果の評価を活用する。

（５）施策の主体の明確化

民間が行うべき施策は民間で、市町村が行うべき施策は市町村で実施し、連携して取り組む施策については各主体の役割を明確化するほか、市町村や受益者に応分の負担を求めているかといった観点から考察を進め、県が真に実施すべき施策として充実した内容となるよう検討する。

（６）デジタル技術の活用

先進的な技術開発の動向はもとより、国や自治体での活用事例や実情等を十分に確認し、トータルコストを抑制しつつ利便性や生産性の向上に確実につながるものとなるよう、AI・RPAやデジタルマーケティングなど、デジタル技術の活用を検討する。

4 国の動向等を踏まえた検討

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」等のもとより、予算編成の動向等を確認の上、必要に応じて施策に反映する。

5 EBPMの試行的実施

施策の立案時にエビデンスを参照し、既存のエビデンスが無い場合は、自らエビデンスを作り出すことができるように施策を立案し、実施後に効果検証を行うことを目指す。